

I 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度とは

「指定管理者制度」は、平成15年9月2日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）」により、公の施設の管理を地方公共団体の出資法人、公共団体及び公共的団体に限って委託できるとした「管理委託制度」が廃止され、民間企業やNPOなど地方公共団体が指定する民間事業者に管理を代行させることができることとした制度である。

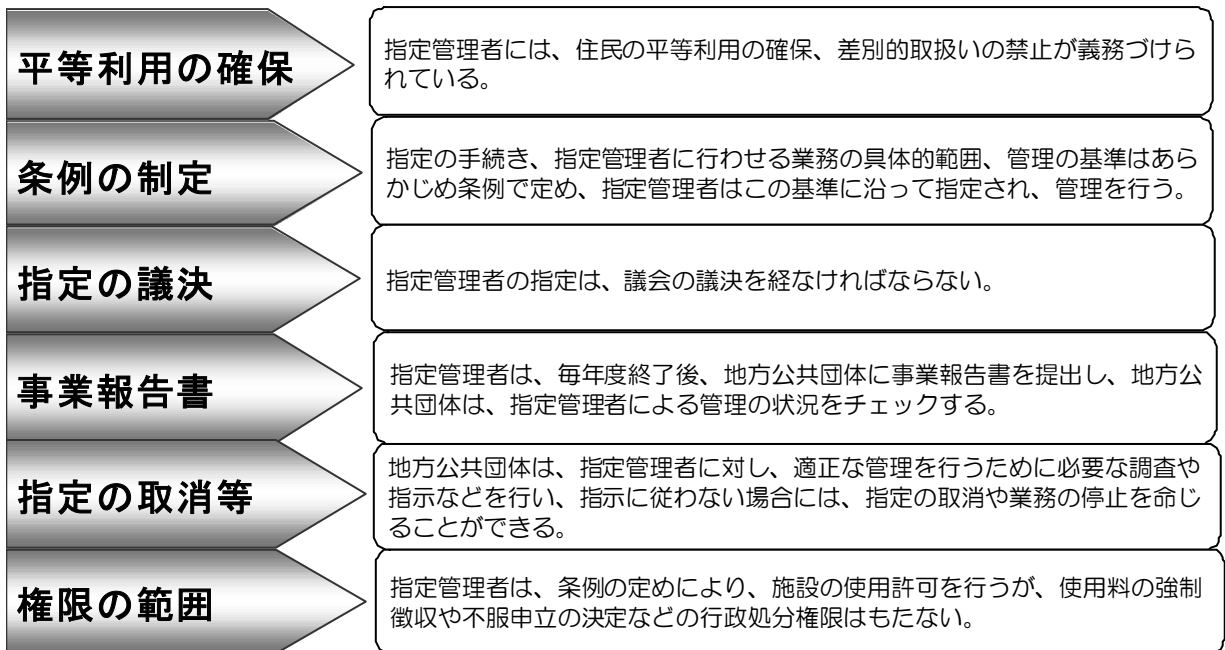
また、この制度により、行政処分に該当する使用許可についても管理権限の一環として指定管理者に行わせることが可能となった。（ただし、使用料の強制徴収、不服申立に対する決定、行政財産の目的外使用許可等、法令上、地方公共団体の長に専属的に付与された行政処分は行うことはできない。）

注)「指定」の性格
指定管理者の「指定」は行政処分的一种であり、「契約」ではない。したがって、地方自治法第234条の契約に関する規定の適用はなく、同条に規定する「入札」の対象とはならないものである。

2 指定管理者制度のしくみ

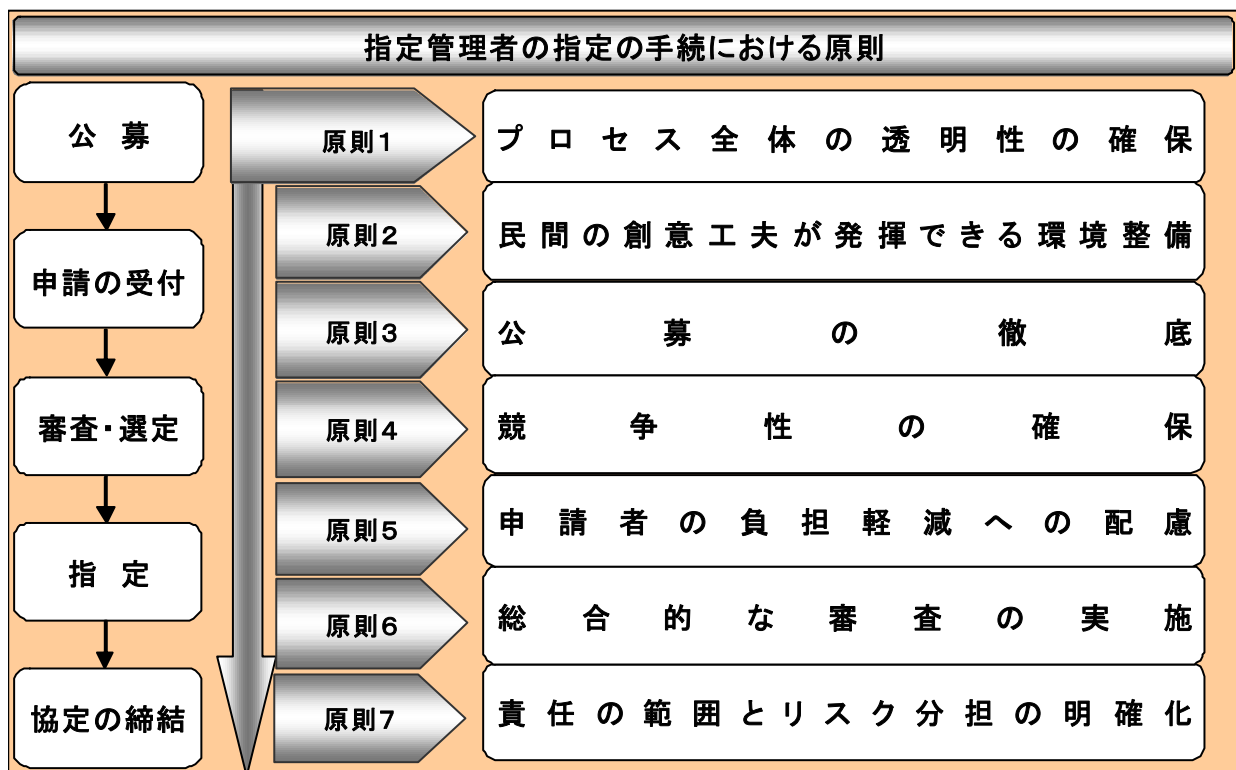
指定管理者制度の創設により、公の施設の管理に関し、行政処分に当たる使用許可も含めて指定管理者が管理を代行することができることとなったが、公の施設の適正な管理を確保するために、次のような仕組みが法律上整備されている。

指定管理者の指定の手続における原則



Ⅱ 指定手続の基本原則

指定手続は、指定手続条例及び北海道行政手続条例に基づき、以下の基本原則を踏まえ実施する。



原則1：プロセス全体の透明性の確保

指定管理者への要求水準や詳細な選定基準等の公開はもとより、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）での評価結果や議事録等を適時に公表するなど、公募から協定の締結に至る全てのプロセスにおいて、積極的な情報公開に努めることにより、中立・公正で透明性の高い手続を実施するものとする。他方、個人情報取り扱いや企業秘密に関する非開示情報の取り扱いについても十分注意を払うものとする。

原則2：民間の創意工夫が発揮できる環境整備

民間ノウハウを積極的に活用するためには、公募の際に、客観的に測定可能な達成目標である「管理の目標」を明示し、目標達成のために講ずべき措置等について、民間の創意工夫による提案を求めるとともに、民間事業者が施設の管理運営に関して必要とするきめ細やかな情報の提供に努めるものとする。

また、業務開始後は、「管理の目標」に基づき、業績を事後的にチェックし、住民に公表することにより、施設サービスの維持向上を図るものとする。

原則3：公募の徹底

意欲と能力のある民間事業者の参入機会を確保するため、指定管理者の選定に当たっては公募によることを原則とする。公募によらず特定の団体を指名して申請を求める場合は、緊

急の場合及び北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第2条2項で定める場合に限ることとする。

原則4：競争性の確保

幅広い民間事業者が公募に応じ、公平・公正な条件の下に競争することは、公共サービスの質の向上と経費削減のために必要不可欠なことであり、指定管理者制度の根幹となるものである。このため、申請資格や選定基準の決定に当たっては、新規事業者の参入が事実上排除されるようなことにならないよう留意するとともに、選定委員会の意見を聴取した上で適正に決定するものとする。

原則5：申請者の負担軽減

指定手續における申請者の負担を軽減するため、申請に必要かつ十分な情報を、入手しやすい方法で適時に提供するとともに、提出を求める申請書類は必要最小限に止めるなど、幅広い民間事業者が応募しやすい環境づくりに努めるものとする。

原則6：総合的な審査の実施

指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定委員会において、価格のみならず、サービスの質や地域との関わりなどの要素も考慮した総合的な審査を行うものとする。

また、総合的な審査にかかる基準は、選定委員会の意見を聴取した上で、公の施設ごとにその性質又は目的に応じ「指定管理者候補者決定基準」を定め、公募要項と併せて公表するものとする。

原則7：責任の範囲とリスク分担の明確化

指定期間が5年程度の中長期に及び、天災など当初予測し得ない事故等が発生する可能性も排除できないことから、指定管理者の協定の締結に当たっては、あらかじめ、道と指定管理者の責任の範囲とリスク分担について明確にしておくものとする。